

◇平成26年度伊賀市職員提案制度 自由提案一覧◇

- 【提案部門】 (1) 新たな制度の創設に関するもの(アイデア部門)  
 (2) 既存制度の改善に関するもの(カイゼン部門)  
 (3) その他行政運営上、特に有効であるもの(フリー部門)

【関係課見解 ※実現不可欄に、「A実現可、B条件付実現可、C実現可、Dその他」から選択して記入。

No	受付番号	提案者	提案事項	募集部門	提案内容	審査会前の関係課見解(意見)			予備審査	審査会結果			
						実現可否	関係課コメント	関係課		判定	減賞	評価及び対応指示	担当部署
1	1	個人	地元企業などにスポンサーになってもらう	(1)	照明メーカーなどに協力してもらい公共施設の照明をLED化し、消費電力を削減する。また、公共のトイレをトイレメーカーなどは新商品のショールーム代わりに改修して使ってもらい、常に最新の状態で保つた大規模修繕費用を負担してもらい、図書館(室)の雑誌について、寄贈者(スポンサー)を募集することで、雑誌の購入費用を削減する。いずれも企業のPRの場として活用してもらう。	Dその他	公共施設のLED化は、今後の公共施設の最善化後に実施すべきと考えます。 公共用トイレの提案については、ネーシングラックの一種であり、実施団体もあります。 ・本市においても平成23年度から検討はしているが、今後の社会情勢も踏まえ、トイレだけでなく公共施設全般について可能性があるから進めていくとしたいです。	管財課	意見：実施検討しLED照明については、企業側にニーズがあるかの把握が必要。また、屋内か屋外か、想定される設置場所はどこか。それぞれの費用対効果を試算すべき。 トイレについては、具体的な施設の提案が必要。適用するトイレを例示し試算すべき。維持管理も含めて企業側管理が前向きかどうかでいいか。市として企業と協働する環境や意識が必要。企業がメリットを感じる仕掛けが必要ではないか。図書館の雑誌は実施済。	実施検討	—	実施に向けて研究はすべきでもである。場所の設定と、設置から維持管理までのどこまでを企業に担ってもらうか、企業として宣伝などの種別可能なか等の検証が必要で、実現はそれからとなる。そういった点で、内容の具体的な掘り下げが物足りないが、提案者個人で検討できる限界もある。すぐに実施というより、まずは担当部署により企業ニーズの把握から始めることとする。	産業振興部
2	2	個人	会議に情報端末を導入する	(2)	議事にノートパソコンやタブレット端末を導入し、ペーパーレス化の会議を行う。また、庁内会議については、無線LANカードの貸出を容易なものにし、配布されているノートパソコンを使用することで、安易にタブレットを購入せずに同じ効果を狙う。 個人情報を持ち歩くことになるので、紛失や盗難を避けるためにも庁舎ごとに交換用や職員が持つノートパソコンを保管する。また、多くの外部委員のいる会議などで端末数が間に合わない場合は、出力することで対応する。 併せて、プリンター、コピー機を今後、更新する際にはスキャナー機能を持つ複合機とすることで、ペーパーレス化、事務効率を促進する。	B条件付実現可	・庁議については、以前、メンバー自身のグループウェア端末を会議場へ持参することにより、会議のペーパーレス化を図ったことがありますが、計画立案のデータなどは重くなかなか動かない、該当箇所が押にくい、メモが出来ない等の課題がもたらした。 ・併せて作業の分散化により、端末分散がもたらしたことから、現在は紙ベース資料による会議となっていますが、前述の課題が解決される環境が整いましたら、再度ペーパーレス化に取り組み余組はありと考へます。 ・外部委員のいる審議会等については、個人が所有する電子端末機器の活用等も含め、今後の課題とし、当面は紙ベースと考へていきます。 ・議会のペーパーレス化については、既存の伊賀市情報ネットワークは利用できない為、新たなインフラ整備の必要があります。 ・庁内会議のペーパーレス化については、現在情報系端末の準備台数に余剰はありません。 ・原則、情報系端末には個人情報や機密データを保存しない運用です。端末本体の紛失に十分配慮した上で、各職員に配布される端末を会議室で持ち歩くことは可能ですが、ネットワーク接続を行う場合、本庁/各支所など、ネットワーク管理の区分(セグメント)を各端末に予め施しており、セグメントをまたいで接続することはできません。 ・現状では、無線LANを利用できる会議室は限られており、本庁では第3会議室のみです。 ・提案にありまうように、庁舎ごとで端末を保管することは可能ですが、既に実施しています。 ・契約監理課が開催する入札参加資格審査会では、本庁第3会議室で使用可能な審査会専用機を南庁舎内に常時保管し、ペーパーレス会議に用いています。 ・提案内容を実施するのであれば、 ①入札審査会専用機を用いて第3会議室限定で実施する。 ②無線LANを利用できる会議室のセグメントをまたいでネットワークに接続できるようなシステムの新たな構築、ペーパーレス会議用の新端末を整備するなど、経費や時間をかけてインフラ整備を行うことについて、会議の頻度を踏まえ、どこまで取り組むかで対応が異なります。 ・プリンター更新時に、複合機を導入することについては、現在当課でも検討中です。	総合政策課	意見：保留 実施時期について、新庁舎の建設に併せて環境整備を行うなどの対応を行うべき。ただし、検討のための準備が必要。現時点での実施は疑問がある。 それまでの間は、秘書課応接室及び第3会議室で行う会議については、入札参加資格審査会専用機を活用し、ペーパーレス会議実施に努めるよう庁内に周知する。 議会については、本提案について実施の検討を求める。	実施検討	—	他市事例もあり、目新しい提案とまでは言えないが、大筋としては、時代の流れはこの提案の方向であろうと考えられる。ただし、にわかに導入する段階ではない。新庁舎建設に向けてトータル的なシステムの検討を進めることとする。	企画振興部
3	3	個人	Webカメラを導入し、職員数減と支所機能の充実を図る	(2)	Webカメラを導入し、テレビ会議を行うようにすることで移動にかかる時間と費用を削減する。また、窓口業務などはWebカメラで専任に精通した職員(本庁にいないと仮定するが通ってほしい)に確認しながら行うことで、支所職員への負担を減らし、住民は本庁に行くのと変わらないサービスを最寄りの支所で受けることができる。また、Webカメラについては佐賀県が自宅などでパソコンを使って勤務する「テレワーク」に取り組んでいるので、技術的には可能(住民と接点の多い市としては「テレワーク」については定期休暇や介護休暇などをとっている職員にまで頼る姿をえない状況が将来的に訪れる際には考慮するが導入はそくわいと考へている)。	Dその他	・自らの会議参加は難いのではないでょうか。テレビ会議参加のための部屋が必要と思われるが、現状では整備が難しい。 ・Web会議によりまず事務推進の活用についても、専任の職員の依存度が高くなるうえ、専任される側の事務負担が増えることとなりますので、せめて、電話でやり取り出来るぐらいの事務推進が、専任の側に見えます。 ・「経理どおき」では、「テレ会議システム」としてしては電話のメリットを最大限に活用できると考へており、「議論が深まらない表裏」として、人間の最もコミュニケーションである「視覚効果」が及ばなかったり、口論が激化する傾向が指摘されています。 ・業務内容は、支所職員に広く知ることが必要で負担が大いありますが、その負担を本庁職員(事務推進)に負担転嫁させようとする趣旨なのか、疑問が残ります。 ・本提案については、関係課として総務課及び管財課の見解についても取りすべきではないでしょうか。	人事課	意見：保留 「テレビ会議」慣れない会議にならない。会議の中間を見ることで情報共有にはなるが、具体的な活用の場面で想定できず必要感が感じられない。 ただし、災害対策本部会議等への支所長の参加などにおける必要は検証する必要があることかなる保留とする。 また、新庁舎のあり方で再検討を行う必要がある。	—	提案のシステムがなくても電話等で対応しているとはいえ、この専用回線を使用すれば通信料がかからないことや、複数人が対応しなけらならない案件、本庁でしかできない業務と知らずに市民が支所の窓口に来てしまった場合等、上手に使えば利点は考えられる。行政の誠意として必要であり、本庁は負担がかかるというより、それに対応する組織作りも支所機能の充実の一つともいえる。既にあってもおさくない提案であり、実施に向けて検討することとする。	企画振興部	
						B条件付実現可	・テレビ会議を行う場合、動画データが既存ネットワークへ与える影響が考えられます。 ・導入の動作検証を行い、十分な検証が必要となります。 ・窓口で使用する場合、市民の相談内容や申請など、より重要な個人情報を取り扱うため、セキュリティが確保された専用回線を整備する必要があります。 ・スキャプ等の簡易なツールを用いる方法は機密性に課題があるため、1対1かつ公開できる性質の会議である場合といった制約があります。 ・一時的に資料共有にあつたテレビ会議システムの構築には、導入経費に加え、メンテナンスや更新経費などの導入後の経費が継続的に生じることとなります。 ・テレワークについては、セキュリティ上の問題があり、実現不可です(C)。	広聴情報課	【窓口WEBカメラ】 窓口を全て民間委託するのであればいざ知らず、支所であっても職員が対応している以上不要である。 費用対効果の面からも、大きな効果を期待できないことから、本件の窓口でのWEBカメラ利用については実施困難と考へる。	実施検討	—		
						Dその他	・窓口業務のWebカメラ対応については可能であると考えますが、現在の電話対応で住民サービスが損なわれているとは思わなため、提案事項の必要性については疑問があります。 ・地区市民センター業務を含め、現在の支所機能(窓口業務)を見直すことが前提ではないでしょうか。	課税課					
						Dその他	・証明書等の窓口業務について、本庁職員のみが事務に精通しているのではなく、支所職員も事務に精通しているものも考へます。 ・本庁職員と事務について確認するならば、電話でも十分対応できるものも考へます。	取組課					
						Dその他	・窓口業務等に係る住民課、各支所住民福祉課の担当者間による事務的な問い合わせ等については、現在電話により対応ができています。各支所間で同じ取扱いができるよう努めています。 ・電話で確認することにより、各支所間で確認が可能な場合については、本庁、各支所に設置している証明専用FAX(個人情報保護の観点から)にFAX同士の番号で結びつけて送信を行うしくみ)を利用して確認することが出来ます。 ・窓口業務におけるWebカメラの導入については、撮影内容をハッキングされた場合の対応策が不明であり、厳格なセキュリティ対策が必要等の問題点が考へられます。	住民課					
						Dその他	・窓口業務については、業務システムの構築が本庁と支所に設置済みであり、支所で不明点があった場合も電話とグループウェアメールのやりとり等で解決でき、Webカメラを導入することにより生まれるサービスは少ない、必要性を感じません。 ・テレビ会議については、移動にかかる時間と費用を削減できると思いますが、窓口業務とは関係なく、全ての課に設置が必要になると考へます。	保険年金課					
						Dその他	・窓口業務においては幅広く且つ深く事務に精通することは大変難しいことであり、現状においても市民サービス向上の観点から電話等で対応しているものも考へています。 ・そういったなかで、今回のWebカメラの導入で確かに一定サービス向上に資する面もあるとは考へられますが、費用や運用方法等を考慮する場合は、実現性は低く考へられます。 ・提案の視点は「事務に精通した職員のみ」を前提とした上で、「支所職員への負担の軽減」であるならば、人材育成の原則にもとらるものです。 ・テレビ会議の場がどういったケースであるのか具体的に詳しく感じられます。 ・住民が本庁に行くのと変わらないサービスを最寄りの支所で受けることができるためには、職員の質の向上が不可欠であり、そのことが、支所機能の充実につながると思へます。 ・総務課としては、住民の批判を覚悟の上で提案のシステムを導入し、人員を削減するのであれば組織・機構の最適化に繋がると考へます。	総務課					
						B条件付実現可	・テレビ会議については環境整備が必要となりますが、今後、本庁が集約される場合は大きなメリットはないと考へます。	管財課					

No	実行番号	提案者	提 案		審査会前の関係見解（意見）			予備審査		審査会結果			
			提案事項	詳細内容	実現可否	関係種コメント	関係種	コメント	判定	減資	評価及び対応指示	担当部	
4	4	グループ	債務者からの「ありがとう」	(2)	債権管理適正化プランの流れ ① 債権（公債権及び私債権）管理条約の作成（別添債権管理条約（案）参照） ② 債権（公債権及び私債権）一元管理が可能な組織の作成 ③ 債権（公債権及び私債権）回収プログラムの作成 ④ 多重債務者再建支援のための関係部署との調整プログラム作成	B条件付実現可	・平成25年度の業務・組織の見直しにおいて、科金等滞納回収組織（債権回収課）の新設について検討しましたが、組織改善委員会において税（公債権）と使用料等（私債権）との取り扱いに差があること、施設・サービス所管課の債権管理回収対応がなされず、滞納条件が全て債権回収担当に回されてしまう恐れがあり、施設・サービス所管課の方針の確立が先に行う必要があること、また、債権回収に関するノウハウや人材が現状では不足しているなどの指摘を受けて設置を見送った経緯があります。 ・第2次総合計画再生計画では、市税と使用料等の債権の滞納額の縮減に取組むとして、債権回収方式の検討を掲げていますことから、今回見送った債権管理適正化プランを基に、条例や規則、組織化、業務内容、他課の連携など体制整備に関する検討を行う必要があると考えます。 なお、債権管理適正化推進協議会による検討部会の設置など、関係各課の参画と取り纏め担当部署の決定などを行い検討する組織が必要となります。	政策再生課	意見：実施検討私債権については、管理できていない現状があり課題となっている。一元化した場合、税優先は原則。他市の事例を調査し、実施に向けた検討が必要。債権回収の専門的な人材が必要になる。但し、多重債務者に対する救済・支援は難しい。法的な範囲での対応が原則。	実施検討	-	提案の内容だけでは不十分ではあるが、対応が必要な課題である。危機意識を持って対策を講じている必要がある。何とかしなければいけないということで、問題提起として受け止める。ただし、たちまち実現すべきということではなく、職員提案制度の課題提案のテーマとして共同研究グループを設置し、提案者に加え、各種債権担当課や各支所、組織改革担当課も交えて、本提案をよりよいものに伸ばして行くこととする。	企画振興部
					B条件付実現可	・債権管理と多重債務者の支援という相違ない二つの業務を同じ課で担当することには、相当な違和感があり、配置された職員の対応も困難を極めると考えられます。 ・特に多重債務者の支援に関しては、法的な裏づけに乏しく、国や県、金融機関などへの申し開きができないケースも想定されます。 ・総務課としては、債権管理を行う所属を設置し、一元管理をすることには組織上可能であると考えられますが、税と他の債権との相違をそのまま立関係に繋がることも考えられますので、所属の構成を十分検討する必要があると考えられます。 ・その上で、仮に税と分離した組織とした場合、事務量の面から課あるいは係として成り立つかどうかは疑問です。 したがって、多重債務者の支援を担当課としない組織を、税の担当内又は担当外の両面で検討した上で、実現の可能性を探る必要があります。	総務課						
					Dその他	・債権の一元化については、県内他市の状況からその専門部署の設置や設置を予定している団体が8団体存在し、債権の回収を図っています。 伊賀市としての各債権の回収を管轄し、延滞金等の取扱いの統一した基準も必要ではないかと考えますが、機構改革も伴うことから当該では判断できません。 各債権管理担当課の方針もありますが、今後調査、研究の必要性はあります。	収税課						
					Dその他	・介護保険料は、就労による増収が見込みにくい高齢者が対象であり、収入が少ない等支払いが厳しいと判断した方は、家族等で支払い能力のある方がいない場合は先ず生活を優先に考えた徴収を心がけています。	介護高齢福祉課						
					A実現可	・国民健康保険税については、収税課による収納のため、回答は収税課に委ねます。 ・後期高齢者医療保険料の収納については、取扱要領（内規）を設け当該単独で収納しています。 ・一元管理組織ができること、多重債務者の情報共有もできますが、その場合、税部門の収納が優先となり、保険料の収納は後になることが考えられます。	保険年金課						
					A実現可	・提案内容の実現を強く望みます。	下水道課						
					A実現可		建築住宅課						
					B条件付実現可	・平成19年3月27日付総務省自治総務局企画課長通知により、税以外の債権について一定の滞納整理を収税部門へ集約し、効果的かつ効果的な体制を築くことを検討するよう通知があったことから、この提案の実施は必要であると考えますが、保育料等については福祉的観点から、賦課や推定と徴収（滞納処分）を同一の部門で行うことが非常に難しいのが現状です。 ・滞納処分については専門知識を有することが必要であり、現課では職員の業務量や異動などを考慮すると対応は困難なため、管理部署が一元的に滞納処分を行うことが効果的、効果的であると考えます。 ・よって、債権管理適正化プランの①～④を周到な準備期間をもって同じタイミングで実施し、日間的対応は各担当部門が行えるようノウハウや情報の滞納状況等の提供が双方で常時できるようなシステムを構築し、一定の滞納整理となる債権についての滞納処分は債権を一括で管理する部門で処理することができればこの提案は実現可能であると考えます。	子ども家庭課						
B条件付実現可	・実現は可能と思いますが、私債権については時効の援用がない限り債権は消滅しないため、権利を放棄することができる要件を定めた、債権条約の改正等が必要となります。 ・公債権と共にした債権管理条約を制定するのは、私債権だけにするのか検討が必要です。	業務課											
5	5	個人	市役所にベビーカー等を設置する	(3)	乳幼児のいる母親が来庁しやすくなるよう、市役所に貸し出しベビーカーやベビーベッド（母親が書類記入中等の際に子供を寝かせられるよう）、ベビーカーで囲った幼児の遊び場を設置する。	B条件付実現可	・担当課の判断により、スペースの確保等が必要な場合は別途庁舎管理部署と調整することになります。	管財課	実施・実施検討	-	【実施】ベビーカーの設置については、手狭な現本庁舎でも出来ることとして、設置位置には十分配慮した上で設置することとする。また、支所等他の施設については現状を確認して、必要に応じて設置する。提案の通り子育てを考えた世帯から中古品を譲り受ける場合は、破損や汚れ等の確認が必要とする。 【実施検討】ベビーベッド、ベビーカーの設置、男子トイレも含めたベビースーツの設置のほか、安全な通路の確保等は、ユニバーサルデザインに十分配慮した新庁舎の検討を行う中で検討することとする。なお、ベビーベッド等については、保護者や職員が目を見放すことになり、連れ去りや転落事故に繋がることも考えられるため、設置場所や構造など慎重な検討を行うこととする。	財務部各支所	
					B条件付実現可	・乳幼児を連れた母親の来庁は子ども家庭課だけではなく、窓口付近のスペースがあれば可能と考えます。 ・ただし、ベビーカー、ベビーベッドの滅菌清掃も必要と考えます。	子ども家庭課						
6	6	個人	伊賀市庁舎を設計した坂倉準三とモダニズム建築についての学習会の開催	(3)	伊賀市庁舎を設計した坂倉準三とモダニズム建築についての学習会を開催する。講師には「坂倉準三とは誰か」等の著者京都工芸繊維大学の松隈洋教授をお願いしたい。また、庁舎内の見学や各地にある名建築を改装・利用し、地域の活性化に使用している例についても併せて紹介する。	Dその他	・管財課としては、庁舎整備計画の中で坂倉準三と近代建築については一定の評価を行い、住民説明会等でも説明してきた経緯があります。さらには庁舎内にも市役所庁舎の模型等を展示していますが、提案内容にある学習会のテーマを伊賀市で実施するべきものか、また、公費を投入して行う事業であるかどうかは課題となります。また、文化財として学習会を実施するのであれば、庁舎管理担当部署ではなく、企画振興部文化交流課等で実施すべきと考えます。 ・南庁舎を活用する際に、坂倉準三のテーマを設置することは可能と考えられます。	管財課	実施	-	南庁舎の利活用の検討の一環として必要であるが、実施の仕方として、1回だけでなく多数の人だけになってしまうので意味がない。より多くの人に参加できるような手法を検討した上で実施する。	産業振興部（財務部）	
7	7	個人	伊賀市庁舎ファンクラブの設立と会員募集	(1)	伊賀市庁舎ファンクラブを作り、職員及び市内外から会員を募集する。ファンクラブの活動内容は庁舎グッズを作成販売（売り上げは保存改修の費用として市に寄付）したり、フェイスブックで庁舎を紹介するほか、季節に合わせた庁舎内の飾りつけやピロティに花を植えたプランターや屋外用テーブルと椅子を設置したりする等、庁舎が憩いの場となるような活動を行う。	Dその他	・南庁舎の利活用については、庁舎移転が確定された次第、担当部署において別途検討されることとなります。 ・現時点では、本庁舎が稼働することになれば、現庁舎は図書館、美術館、歴史資料館、観光土産店などの集客施設へ転用する方向です。	管財課	-	-	意見：実施不適 坂倉建築の素晴らしさをアピールする必要はあるが、ファンクラブを市内で行うべきか疑問である。具体的な提案だが、庁舎のファンが2,000人いるとは思えない。グッズも売れるとは思えない。市民が主体となって実施すべきものとする。		
8	8	個人	まるごと伊賀の引き出物カタログの作成の提案	(1)	伊賀の特産品で構成されたカタログギフトを作成することを提案する。結婚式の引出物やプチギフト、出産祝い等に使える商品開発の学習会、意見交換会を開き開発に補助金を出す（上限5万程度）補助金事業とする。開発された商品の情報発信、カタログギフトの作成販売は伊賀忍者市場に委託する。	C実現不可	・伊賀市全体の特産品の販売は、観光戦略課所管の物産協会や商工労働課所管の商工会議所、商工会が行なっていたと考えています。 ・農産物の販売については農林振興課では、農作物の販売先を増やすための事業は行っていますが、実際の販売は農業者が責任を持って取り組んでいただいているところです。 ・観光戦略課所管のホームページには多くの物の紹介がされており、今年度から実施される伊賀オンパケのなかでも紹介などは可能と考えます。 ・観光戦略課、商工労働課の意見を照会してください。	農林振興課	-	-	意見：実施済 民間で取り組むべきものであり、類似のものを商工会議所で実施している。また、民間の商品開発に補助金を出すことは不適と考える。		
					Dその他	・特産品ギフトは公的機関としては、上野商工会議所がよく似た事業に既に取り組んでおり、そもそも商品販売は民間主導で行う事業と考えます。 ・補助金の削減や見直しをしている現状で、本来、民間事業者が行うべき事業に補助金支出をすることは当該としては適当でないと考えます。	観光戦略課						

No	実行番号	提案者	提 案		審査会前の関係見解（意見）			予備審査		審査会結果				
			提案事項	募集期間	提案内容	実現可否	関係性コメント	関係種	コメント	判定	褒賞	評価及び対応指示	担当部	
9		個人		(1)	観光客が温泉を利用しやすくし、伊賀市内に宿泊するという選択肢を提供するため、伊賀市内の宿泊施設や上野市駅、さるびの温泉、やぶつちや温泉をめぐるバスを運行する。 マイクロバスはさるび温泉とやぶつちや温泉の送迎バスを利用し、両施設に委託し言う形で運行すれば、車両を購入しなくても事業者が行える。 事業者により両施設の利用客が増えれば市の利益になる。また、両施設行先限定の送迎バスとしないことで、観光全般の利益になる。 多くの人が宿泊に併せて利用を検討できる宿泊施設とも連携し情報を発信する。  実施についてはフェイスブックやメールによるアンケート協力者を募集し、需要を確認して行う。	C実現不可  Dその他  B条件付実現可	・やぶつちや、さるびの共、不定期で送迎バスを運行しているため、定期運行という形ではロスが多く、両者にとってメリットが無いと思います。 ・個人旅行が主流ですので、バスで巡回する需要が少ないと思われる、提案内容を当課として委託しようとは思いませんが、この提案に関わらず、やぶつちやや、さるびのから、個々の相談や提案があれば支所とも連携して相談に乗らせていただきたいと思います。  ・現在使用しているバス等を利用し、観光客に絞ると収入アップの可能性はあるかも知れませんが、現在の送迎バス運営状況から見ると、職員の事務負担や、運転手の計画など、検討しなくてはならない課題もたくさんあると考えられます。 ・今後、提案内容を提案予定関係者及び市民の意向を確認したいと考えています。  ・指定管理先に確認すると、さるびの温泉は最近の運営状況から、マイクロバス等の3台の内1台は宿泊施設、上野市駅から温泉めぐりバスとしてバス1台の提供は可能であるようですが、バスを限定しての提供は無理であり、運転手の確保、燃料代等、維持費については指定管理先の温泉福祉公社は負担しかねます。 ・運行については指定管理先の温泉福祉公社は負担しかねます。 ・上野市駅前の駐車スペースの確保は可能でしょうか、運行ダイヤの作成等の担当課は何課でしょうか、乗客は事前申し込みなのか定期バスのように乗客に関わらず運行するのか、そして、伊賀市の二つの温泉は経営者が違うことなど、運用上は課題が多いと思われます。	観光戦略課  鳥ヶ原支所振興課  大山田支所振興課	意見：実施不運費用対効果が見込めない。運行範囲が広すぎる。近い距離でないといけない。現在、両施設共、定期路線バスの数本が運行されているが利用は少ない。本来、各社が送迎用バスとして実施すべき。温泉本体の存続が問題とならない現状では、これ以上の経費支出は適当ではない。	—	—			
7	10	個人		(1)	東京オリンピック、パラリンピックの開催される年に伊賀で忍者オリンピックを開催する。 忍者オリンピック競技を、まちなか忍者道場から誰でもできる内容のものを競技にする。 キックボクシング、カローリング等みんなで楽しめるゲームを忍者アレンジ。 観光協会の手裏剣選手権とコラボ。 忍者かくれんぼ、缶ケリ 等 開会式は忍者衣装を着た参加者が取国神社からお城公園をめぐり運動公園までの道のりを指令（10人のグループを作って集合写真 等）をクリアしながらウォーキングし、最後に全員で「忍」の人文字を作る。等 メダルはかたやきと組みひもで作成する。 その他、観光面の対応 もし集客に成功すれば伊賀市内の宿泊施設では受け入れられない、その為以下の対応が必要と考える。 ・伊賀市外で宿泊するツアーに組み込んでもらえるよう旅行会社に情報提供 ・京都、奈良、大阪、名古屋、東京等の観光地からのアクセスの方法を発信 ・宿泊しレクリエーション参加も含めたツアーを企画し売り出す。 くおもてなしも忍者で盛り上げる 忍者オリンピックに合わせたお土産、グッズを作成する。（期間限定商法） 忍者オリンピックに合わせたディスプレイや展示を市民と協力して行う	B条件付実現可  A実現可	・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催年度に実施してもインパクトは強いとはいえないと考えます。 ・競技種目を何とするかで、スポーツ競技でないものも含まれており、一概に忍者オリンピックとしてイベントを一纏めにするのが難しいと思います。 ・競技開催経費をどうするのか、各都道府県での予選をどうするのかなど多くの課題が山積すると思います。 ・翌年度に三重団体を開催するため、果してして忍者オリンピックを開催する余裕があるか疑問ですが、三重団体においてデモンストレーション競技として、何か忍者にちなんだ競技等を開催するのは可能です。  ・提案いただいた東京オリンピック、パラリンピックについては、その開催にあわせて、三重県や伊賀上野観光協会と連携して種々の計画を考案中です。 ・提案の中で具体的に書かれている事項をそのまま採用するかどうかは即答できませんが、趣旨は十分理解できますので、提案内容（趣旨を実現するという意味で）の実現に向けて取り組みたいと思います。	スポーツ振興課  観光戦略課	意見：実施検討事業内容を十分検討し、実施すべき。忍者オリンピック後も含めて、観光協会等とも協議が必要。費用対効果については、一定の投資は必要だが、効果が出るようやり方を検討すべき。例えば、関係課が懸念している各員選考を必要としない内容で実施できるのではないか。	実施検討	佳作	体験型の顧客という意味合いで、観光協会や体育協会等と大きなコラボを企画していくことが必要。東京オリンピックの他、三重県団体など連携が考えられる大型イベントが続くことから、内容、実施時期等について十分に検討することとする。また、早めに周知していくことや、継続的に実施してけるかどうか、経済性も含めて検討することとする。		産業振興部
11		個人	(1)		トップから職員に向けての伝達と職員間の意思疎通ツールの1つとして、職員グループウェアを通じて社内報(社内報)を発行する。 行事日程などを掲載するだけでなく、読み手が必要とする情報が何かを考えて記事を書き双方ツールとなる編集を行う。また、社内報に取上げられることが自慢になるような広報誌をめざす。 サイズ:A4版 8ページ程度 発行回数:月1回 発行方法:グループウェアへの掲載とグループウェアを持たない職員向けにカラーコピー版を発行 主な内容:市長・各部からの連絡 特集記事 職員や職場紹介 行事日程	Dその他  Dその他  C実現不可	・現在もグループウェア内に新着提示文書を掲載しており、各所属がここを有効活用することで対応できます。グループウェアの活用への期待する旨を伝えておくことで、主旨は十分達成できるのではないかと考えられますので、まず、この有効活用を検討すべきです。 ・万一、提案どおりの社内報を作成できなかった場合、担当職員が専属で1名必要となると考えられます。なお、提案内容にあります「読み手が必要とする情報が何かを考えた記事を書く双方ツールとなる編集を行う」という部分については、広報が市にも望ましい。  ・提案のものについては、民間企業であれば福利厚生を所管する部署で、おおよそ1名の専属職員を配置し発行しており、新たに人員を確保して行うのが難しいです。 ・職員の紹介など互助的な要素は、共済で検討されていますでしょうか。 ・上記のことから、既存のグループウェアの活用等を充実させることで対応が適当と考えます。 ・これを前提に、提案をめぐって協議して対応するものとしては、市長から職員へのメッセージについて、月1回程度を目途にグループウェアで掲載できない検討します。 ・市政運営会議において、諸報告が情報共有されていますので、それを職場で共有するよう徹底することで対応できないでしょうか。 ・行事日程についても事前にグループウェアに一覧を掲載するのではなく、担当部署が積極的に情報を提供することで、職員に対し情報共有がなされたいと考えます。  ・(情報政策係) ・提案のデータサイズであれば、大きな画像データのリサイズなど、運用ルールを決める必要はありますが、現グループウェアで対応可能と考えます。 ・グループウェアの個人アカウントを付与されていない(グループウェアに個人でログインできない)グループウェアを持たない職員は、看護師、医師、保育士、労働職員、臨時職員、嘱託職員、休職者等です。 ・(広報広聴係) ・主とする目的が福利厚生なのか情報共有なのか分かりません。 ・社内報を作成する場合、その体制を検討しなければ現状の業務の片手間でできません(担当部署はどこでしょうか)。 ・人員の確保、作成の協力体制(各所属の紹介は各課で持ち回り原稿を作成する、カラーコピー版の配布は部署ごと担当課を決めて行うなど)。 ・現在、共有されている情報(社内広報による行事日程など)と重複することは、事務負担が増すことになるので避けたい。 ・情報の範囲をどこまでにするかを検討する必要があります。 ・職員が知りたいのは内部的な内容(市民に知らされていない内容)であると思いますが、社内報といえども部に情報が出て行くことを前提に考えなければなりません。 ・月1回8ページは厳しいです。	人事課  秘書課	意見：実施困難 社内報の目的をはっきりさせた上での検討が必要。情報共有だけでなく、あえて作る必要はない。グループウェア等の活用も含め、今ある方式で職場内のコミュニケーションを十分考えられる。 担当者を配置して実施するのは、経費、効果に問題があると考える。	—	—			
8	12	個人	(3)		南庁舎に移転する図書館(複合施設)内に、伊賀市が所有する歴史資料を統合的に保管・公開できるように施設を設ける。 図書館にも元々歴史資料を保管している場所はあるが、市史編さんの資料やその他の市有する資料(芭蕉、忍者など多岐に渡っている)で原本が無損であればコピー資料についての情報)も交えて、伊賀の歴史や文化に関する研究に役立つ総合的な史料館とする。	Dその他  B条件付実現可  B条件付実現可  B条件付実現可	・市史編さん事業の過程で収集した資料は、歴史的な価値だけでなく、さまざまな個人情報を含む近代行政資料も含まれており、編さん事業後の適切な保存・管理と活用を検討しなければならないと考えています。 ・このことについては、市史編さん委員会においてかねてより指摘されており、懸念事項として提しています。 ・建設が計画されている複合施設が具体的検討に入っ段階で、関係部課と協議することが必要と思われる。  ・芭蕉翁記念館に所蔵する資料(真筆、原本等)の扱い、新館整備との絡みの中で検討する必要がありますが、現実的には所蔵資料に係る情報共有が考えられます。  ・南庁舎の活用については、庁舎移転が確定された後、担当部署において別途検討されることとなります。 ・現時点では、本庁舎が移転することになれば、現庁舎は図書館、美術館、歴史資料館、観光物産店などの集客施設へ転用する方向です。  ・伊賀市の歴史や文化に関する貴重な資料、歴史的価値のある資料を一箇所に集めて保存するとともに活用することは大事なことと考えます。 ・貴重な資料は研究者のためだけでなく、市民や観光客も利用できる仕組み(電子化や学芸員)が必要で、積み分けをして、芭蕉記念館や忍者歴史に関するコーナーを設け、図書館と連携できるのではないかと思えます。 ・歴史資料館は、図書館と一つ屋根の下にあるとしても、図書館司書の範疇を超えるため、学芸員を置き、別組織とし、連携すべきと考えます。	総務課  文化交流課  管財課  上野図書館	意見：実施検討市史編さんに係る資料の保存活用のための施設は検討しなければならないが、現本庁舎は集客施設として活用する考慮であり、役割として適当である。か、十分なスペースが確保できるかどうか等、現本庁舎への設置が適当かどうかは検討が必要。歴史資料館は別に作るべきかとも考えられるが、現本庁舎の利活用を検討する際に議論する必要がある。	実施検討	—	膨大な市史編さん資料の散逸を防ぐとともに、公開して見ていただける施設は必要であるという事は、かねてより市史編さん委員会でも懸念事項として指摘があり、当然考えて行くべきものである。提案の趣旨を理解して、今後、設置場所について、南庁舎の利活用の議論も含めて、図書館、文化財課と連携して具体的に検討することとする。ただし、南庁舎については展示施設を想定しており、保管・取扱いについては、史料だけでなく、公文書全般について、公文書館等の設置も含めて検討が必要と考える。		総務部

No	受付番号	提案者	提 案		審査会前の関係課見解（意見）			予備審査		審査会結果			
			提案事項	詳細部門	提案内容	実現可否	関係課コメント	関係課	コメント	判定	褒賞	評価及び対応指示	担当部
9	13	グループ	新聞記事（伊賀版、三重版）の市内LANによる情報共有等について	(1)	市民と直接接する日常の業務において、市政全般に関する問い合わせを受けることも多く、職員として、市内の大きな出来事や市政に関わる案件について一定の情報共有しておくことは大切であると考えます。よって、クリッピングした新聞記事（伊賀版、三重版）等をデータ化し、情報共有できるような手立てを講じます。（概要） 市内の大きな出来事や市政に関わるクリッピング※した新聞記事等を全庁的に情報共有できるように、スキナーで読み込み等によりデータ化し、グループウェア内に掲示する。  ※クリッピング…組織的に行われる継続的・反復的な新聞記事の複写で、情報共有化のために当該記事を組織の内部で配布することを指します。具体的には、会社などで「日常業務」として継続的に新聞記事をチェックし、関連がある記事を複写して社内配布することを意味します。	Dその他	・新聞記事をクリッピングするには、広範の著作権の考え方から各社の了解を得ることで可能と考えます。 ・情報というのは、流されるものを待つのではなく、自分から求めて集めるものでないでしょうか。 ・提案の情報共有という観点からは、今年度途中から報道機関への対応のマニュアルを運用し、市からの情報発信部分については、各部署から総務課へ情報提供がなされることとなります。 ・グループウェアで週間単位でまとめたものを掲載し、情報共有できる手段を代替案として検討したい。	秘書課	意見：保留 必要性はあるが、それに対する人的な対応（手間）がかかる。 記事をそのままスキャンしようとする、A2サイズが取りこめるスキナーが必要であり、提案以上に経費が必要ではないか。 経費及び掲載記事内容や掲載期間等を含めて検討が必要。 情報は自ら取りに行くべきという考えでいけば必要ないともいえる。 各新聞のホームページの閲覧等で対応できないか検討すべき。	実施検討	—	行革の視点で整理してきた経緯はあるが、主要紙についてはせめて本庁及び支所ごとに必要との考えもある中で、著作権の問題や対象の新聞及び記事の選別、新聞社ごとに費用の精査、クリッピング作業の担当部署、グループウェアシステムのデータ許容量等の課題はもろろんのこと、費用対効果の面で、そもそも支所ごとに主要紙を購読することの比較検討等手法を含め、総合的に検討することとする。	企画課興部
10	14	個人	憲するフォーチュンツッキーの英語版動画で伊賀市を世界に紹介する	(3)	恋するフォーチュンツッキー英語版（楽曲：JKT48）をバックに、伊賀市内の名所や祭りをバックに市長や職員、議員、市民の有志がダンスをする。また、名産品（伊賀牛など）や忍者のアクション、俳句の英語版などを間に差込んでPR効果を高める動画（半分程度）に仕上げ、YouTubeやニコニコ動画で配信する。	C実現不可  Dその他	・当課では、市民の皆さんに市政の状況をお知らせし、理解や関心を深めていただき、市民の皆さんが市政に対して積極的意見を出せるよう広報活動を行っています。 ご提案のPR動画に関しては、目的がインバウンド（外国人の誘客）であると考えられ、対象が限定されてしまいますので、観光戦略の中で進めたいものではないかと思っております。 海外で恋するフォーチュンツッキーが受け入れられるか、時期を逃していないか、注目され多数に閲覧してもらえるのかなど）していかねばならないと思います。	広聴情報課  観光戦略課	意見：保留 Youtube等の動画サイトの活用による情報発信は必要と考えます。 ただし、「恋するフォーチュンツッキー」の旬は過ぎていると考えられるため、違うかたちでの動画作成を検討すべき。 有志による動画もありではないか。	実施	優秀賞	インバウンド促進の面から、前例のない英語版という部分に魅力を感じる。早い方が良いで、プロジェクトを組む等して実施する。また、事前調査、プレゼンテーションを含めて評価に値する。今後、どういったらでやるのか、どの程度ボランティアに予算をかけるかに出来るのか、実効性の検証が必要であれば実施時期をどうするか等も含めて早急に検討することとする。	産業課興部（参）
	15	個人	武雄市が始めた自治体運営型通販サイトに参加する	(1)	武雄市がスタートした自治体運営型通販サイト（三重県では松阪市が参加しているだけ）に参加する。インターネットの力を借りて、多くの人に、自由な時間に伊賀市を知っていただくことで、もっと伊賀市のもを購入してみよう、一度伊賀市に行ってみよう、と次の一歩に繋がるPR戦略に着手し、地元企業前にも、より良い商品をよりよくPRしようという成長意識をもっていただくきっかけにする。	C実現不可  Dその他	・インターネットを通じた農産物の販売は、各個人の農業者や農業協同組合が行っています。 ・基本的に市が物品を販売することについては、公のあり方のなかでの議論も必要であると考えます。 ・伊賀市の独自の事業による知名度の向上については、農林振興課所管の事業でも実施しており、観光戦略課の忍野フェスタの事業など、手法は違っても広報、宣伝については様々な手法で網羅されていると考えます。  ・平成25年度に緊急雇用創出基金事業を活用して、民間事業者に伊賀産品を集めたバーチャルモールの開設を委託しました。 ・開設して間もないことから、まだまだ認知度が低いですが、地域にある民間活力を活用することも必要な施策であり、当該サイトの浸透を図るため、例えば市ホームページにバナーを貼るなど方策を進めてはどうかと考えます。	農林振興課  商工労働課	意見：実施困難 商工労働課で「伊賀忍野市場」というサイトを運営していることから、しばらくの間は、同サイトの浸透状況などの様子を見てみたいのではないかと。 その他、伊賀市内で各種団体がそれぞれサイトを活用しているが、統一もしくは連携するしくみは必要。 武雄市のサイトについては、以前農林振興課が検討していた経緯もあるが、費用対効果の面で経費が非常に高く感じられることから、参加する必要はないと考えられる。	—	—		
	16	個人	ふるさと納税をしてきた方にお礼の品をお送りする	(2)	ふるさと納税をしてきた方へ、金額、回数、居住先などの限定範囲を設けることも視野にいれながら、特産品の送付、イベントなどのCD、DVDの頒布、行事や施設の参加券などをお送りすることで、寄付をして終わる関係ではなく、さらなる伊賀市への繋がりを築いていただく。また、各張市は既に発行しており、伊賀市は何もくれないなあ、という声にこたえていきたい。  金額限定（5千円以上、1万円以上など）、市外在住者限定など、年1回限定や1万円以上1口1品・年何回でも可能などの制限をつけたり、コース制（1～5万、5～10万、10万～）を設け、品物では、伊賀牛（松阪では金額と季節に応じてランクが変更）は1点・それ以外は2点など幅をつけ、伊賀米や野菜、乾物、漬物、しょうゆ、日本酒、陶器、菓子（名産品・福祉施設の洋菓子など）などを選べるようにする。玉城町のように入間出荷数量限定を設定し、モクモクなどの地元企業の詰め合わせも対象に入れる。また、施設の入場券2枚とパンフレットにする。つづじマラソン招待券などのイベント参加券を送付する。天神祭のお囃子やたじり会館の紹介DVD、にんごん体操のDVDやCDを頒布する。温泉入浴券や宿泊券を配る。東京にある三重テラスでの商品券（津では2千円）を配る。または、季節のお任せ詰め合わせとして「伊賀市民生活体験セット」と題して、安価な名産品のお徳感がある詰め合わせを用意するなど。（企業の商品の場合は、販売先の連絡先を入れている市町村もあるので、特産企業を公表で宣伝するのはよくないが地元企業の育成のためにも一考したい）	Dその他	・ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）に係る寄付者への特産品の贈呈については、他市の事例等も踏まえ、かねてより検討課題となっていました。本年度からの実施に向けて最終調整段階となっています。 ・本提案内容と完全に一致するものではありませんが、概ね共通する内容での実施となりますので、本年度の状況を見たらうえて、さらなる提案があれば年度以降、ご提案いただければと考えます。	総合政策課	意見：実施済 本年度実施予定であり、実施内容についても最終段階に入っていることから、今後の参考としたい。	—	—		